

柔軟な教育課程の工夫等 について

1. 中学校 情報・技術科（仮称） における工夫等

(検討の前提)

- 調整授業時数制度で時数を調整可能とする教科等や、調整可能な時数の上限については、①現在既に1900校程度（R7.4時点、来年度100校程度増加予定）の運用実績のある教育課程特例校や、②180校程度が取り組んでいる（R7.4時点、来年度20校程度増加予定）授業時数特例（以下「時数特例」という。）、③研究開発学校等の現行制度や運用実態を踏まえて検討する必要。
- これらのうち、現行の時数特例の概要は、以下の通り。
 - ① 下表の橙色部分の科目の時数を減じた上で、他教科等に充てることが可能（他教科への上乗せ幅に上限なし）
 - ② 学習指導要領に定める内容を全て取り扱う必要があることを踏まえ、減ずることができるのは各教科等の標準授業時数それぞれの1割が上限
 - ③ 35コマ以下の教科等は減ずることは不可（週1コマ程度の時数は確保）
 - ④ 教科等横断的な教育課程編成や、探究的な学びの充実に資するとの制度趣旨に鑑み、総合的な学習の時間を減ずることは不可

【現行】時数特例において調整可能な教科

(小学校) 6年における最大の調整幅：85コマ

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
外国語	-	-	-	-	70	70	140
道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	-	-	35	35	-	-	70
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70	280
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

(調整が可能な教科等)

- いずれの教科等についても、学習の継続性等の観点から週1コマ程度の時数は確保が重要。このため、引き続き標準授業時数が35コマ以下の教科等は、減ずることは不可としてどうか。また、調整対象とする教科等も、調整後の時数が35コマ未満になるように減ずることは不可としてどうか。
- 時数特例では、教科等横断・探究的な学びの推進が制度趣旨であったため、総合的な学習の時間を対象から除いていたが、調整授業時数制度は、多様性を包摂する柔軟な教育課程の実現という、一層幅広い制度趣旨で創設することから、総合的な学習の時間も減ずることを可能としてどうか。

(なお調整授業時数の上乗せについては、時数の標準を定めている全ての教科等に対して可能とする前提)

(調整可能な時数の上限)

- 研究開発学校で先行的に取り組を進めている自治体（※1）では、小学校において112コマ程度（45分換算）の調整時数を生み出して取り組を進めている。また、現行の時数特例では、調整可能な最大の調整幅（小6で85コマ）を活用する自治体（※2）も見られる中、今般の調整授業時数制度は、現行の時数特例で認めている教科等間の調整に加え、「裁量的な時間」への活用も認める方向で検討中。
- 以上及び企画特別部会での議論などを踏まえると、引き続き各教科等の内容を全て取り扱うことを前提に、調整可能な時数の上限は、現行時数特例の上限を上回る方向（対象となる教科等のそれぞれの時数の1割以上）で検討することが必要ではないか。具体的な上限の数値については、各教科等の検討状況、研究開発学校の実践やサキドリ研究校の申請状況等も踏まえ、さらに精査していく必要があるのではないかと。

(中学校) 3年における最大の調整幅：76コマ

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

(※1) 愛荘町、名古屋市、目黒区など

(※2) 岩見沢市、王寺町、渋谷区など

(論点整理で示された方向等)

- 「裁量的な時間」について、企画特別部会の論点整理では、「学習指導要領に定める教科等に該当しないものの、児童生徒の実態等を踏まえて、児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラム等」に充てることが想定されている。(以下「学習枠」という。)
- また、「裁量的な時間」の一部については、教育の質の向上を目的とした授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等に充てることも可能とする方向が示されている。(以下「研究・研修等枠」という。)
- さらに、年度途中に不測の事態等により特定の教科等の標準を下回る見込みであっても、他の教科や「裁量的な時間」から時数を充てることを可能にすることにより、年度当初の計画段階における真に必要な時数設定を推進する方向も示している。

(本特別部会における検討の方向)

- この「裁量的な時間」については、児童生徒の多様性の包摂に資するため、児童生徒の実態を最も把握している学校現場の創意工夫を活かすことを重視しつつ、各教科等の時数を標準を下回って実施可能とし、その分の調整授業時数を充てて実施するという性質に鑑み、適切に資質・能力の育成に資する取組となるようにすることが必要。
- このため、学校現場で質の高い実践が展開されるよう、丁寧に制度を設計するとともに、研究開発学校やサキドリ研究校での取組や知見を蓄積・共有することを含め、積極的な支援を展開する必要がある。
- こうしたことから、「学習枠」「研究・研修等枠」について、法令等により、取組が備えるべき要件と実施可能な時数の上限を定めるとともに、実施可能な取組の類型を示してはどうか。その際、質を担保しつつも運用の柔軟性を可能な限り高め、現場にとって使い勝手のよい制度とすることに留意する。
- なお、現在、研究開発学校やサキドリ研究校において事例の蓄積が図られているところであり、その実施・申請状況などを踏まえ具体的な制度の在り方について更に精査することを前提に、次頁以降の方向で検討してはどうか。

裁量的な時間（学習枠）

学習指導要領に定める教科等に該当しないものの、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育プログラム等

- 取組が備えるべき要件
- 実施可能な時数の上限
- 実施可能な取組の類型

裁量的な時間（研究・研修等枠）

教育の質の向上を目的とした授業や指導の改善に直結する組織的な研究・研修等

(※)

(※) 「学習枠」を実施する上で必要な研究・研修等のみを認めるものではないことに留意

【取組が備えるべき要件例】

- 以下のような例のほか、設定すべきと考えられる要件はあるか。

 1. 学習指導要領に定める各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること
 2. 各教科等の内容にも一部該当する学習活動を行う場合は、当該内容について各教科等の教育課程において適切に扱うこととした上で、児童生徒の興味・関心の高まり等を踏まえ、学習を拡充・発展させたり、試行的な取組を行ったり、学年区分を超えて縦割りで実施したりするなどの付加的な学習活動として行うこと
 3. 児童生徒の実態を踏まえ、学校教育法に定める教育の目標の実現に特に資すること
 4. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的な取組であること
 5. 発達の段階に即して適切なものであること
 6. 児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること

【上限設定の考え方】

- 裁量的な時間に関しては、以下の観点を踏まえれば、調整授業時数を充てることができる時数の上限を設けるべきではないか。

 - ① 各教科等の時数を標準を下回って生み出した調整授業時数を各教科等以外の教育活動に充てるといった性質に鑑み、適切に資質・能力の育成に資する制度設計とする必要があること
 - ② ①を勘案すると、一定以上の調整授業時数を生み出した場合には、学習指導要領で目標・内容が定められる各教科等への上乗せや、体系的な内容により構成される新教科の実施にも活用できる設計とする必要があること
 - ③ 「裁量的な時間（学習枠）」は、今後、全国の学校や教育委員会で効果的な取組や知見の蓄積が見込まれるものであり、制度創設当初から過大な時数が充てられることは望ましくないこと

 - 以上を踏まえた上で、右記の類型に示すような各学校の創意工夫を生かした複数の教育プログラムを年間を通じて計画的に実施することも考えられる中、全体としてどの程度の上限を設定することが適切か。

【実施可能な取組の類型】

- これまでの研究開発学校等の取組を踏まえ、以下のような実施可能な取組の類型を示し、制度施行後の取組の進展に応じて見直すこととしてはどうか。この他に考えられる類型や具体例、留意事項はあるか。
- 特に個人探究や地域の特色を生かした取組を実施する際には、総合的な学習の時間との役割分担に特に配慮し、取組内容が重複したりせず、両者の連携が適切に図られるように、相乗効果を企図すべきではないか。

① 個に応じた学習過程の充実に資する取組

（例）総合的な学習の時間等で設定した個人探究課題の深掘り、自ら選んだ教科等の学習課題に関して自己調整しながら学ぶ取組、個々の児童生徒のニーズや認知の特性に応じた個別指導や学習カウンセリング、下学年の未習得事項を効果的に学び直すプログラム等

② 学習の素地を高める取組

（例）個人探究を伴う体験活動の充実、企業・団体等とも連携して児童生徒の視野を広げ学習意欲を高める取組、言語能力・**情報活用能力の重点的な育成のための取組**、認知機能強化に着目した取組、学習方略やメタ認知等に関する体系的指導等

③ 関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

（例）いじめ防止や安全に関する教育、対人関係の基礎となるソーシャルスキルの育成などの対話的な学習の基礎となる人間関係形成の円滑化に資する学習等

※こうした取組を特に要する児童生徒を対象として行う場合も考えられ、その場合例えば、①や②の取組を実施する場合に、特に要する児童生徒については③を実施するといった実施方法も考えられる

④ その他地域等の特色を生かした取組

（例）特別支援学級・学校との交流及び共同学習、地域の多様な大人と探究的に関わる活動、現代的な諸課題に対応した教育活動を更に深掘り・充実させる学習活動等

【取組が備えるべき要件例】

- 以下のような例のほか、設定すべきと考えられる要件はあるか。
 1. 当該学校の教育課程の編成・実施に係る教師の資質・能力の向上や、学校の組織的な対応力の向上を通じて、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に直結する取組であること
 2. 各学校の学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること
 3. 研究・研修等の趣旨・目的や内容が事前に計画されるとともに、管理職等により実施状況が適切に把握されるものであること

【上限設定の考え方】

- 「研究・研修等枠」については、児童生徒の学習に充てる時間の一部を、教育の質の向上に直結する学校の研究・研修等の活動に充てるものであることから、その時数の在り方に関しては、知見やノウハウを蓄積しながら適切な運用を担保することが特に重要。このため、丁寧に要件や類型、上限の設定の検討・設定を行った上で、その効果や実施状況を踏まえて、制度実施後にも必要な見直しを図っていくこととしてどうか。

- 調整授業時数にも限りがある中、「研究・研修等枠」と「学習枠」のそれぞれに独立した時数上限を設けることとした場合、下記のような硬直的な運用となる恐れもある。そのため、「研究・研修等枠」の時数の上限については、「学習枠」の上限の内数として設定し、「裁量的な時間」全体を各学校のニーズや思いに応じて柔軟に使えるように設計してどうか。

＜硬直的な運用の例＞

- ・「研究・研修等枠」を活用しない学校が充てられる「学習枠」の時数が限られる。
- ・年度途中の不測の事態の発生により、研究・研修等枠で取っておいた時数を学習活動に振り替える等の調整弁として活用する場合に困難を生じる

- 以上を踏まえた上で、「研究・研修等枠」の時数の上限については、右記の類型を踏まえた取組を年間を通じて計画的に実施することも考えられることを踏まえ、どの程度が適切と考えられるか。

【実施可能な取組の類型】

- これまでの研究開発学校等の取組を踏まえ、以下のような類型を示すこととしてどうか。この他に考えられる類型や具体例、留意事項はあるか。

① 質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

（例）学校の研究課題に即して行う研究授業・研究協議や、教科・学年等で計画的に行う教材研究等

② 教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修

（例）学校・学年等の課題に応じて企画する定期的な研修、教育委員会主催研修等

※裁量的な時間は、当該学校の教育課程に係る教育の質の向上を図るものであり、学校として組織的に実施する研究・研修（学年・教科単位なども含む）以外の研究・研修活動は対象外

③ 児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

（例）教科担任制やチーム学年制などと組み合わせた子供の情報の共有

※単なる打合せや突発的な児童生徒指導事案に関する会議、事務的な情報共有の時間とならないよう、学習や指導の改善と密接に連携させることを前提とする方向性で検討

④ 学校と地域との連携体制の確保

（例）企業・団体等と連携した探究学習の実施に向けた研究会、地域の方々と連携したカリキュラム開発に向けた協議等

※各学校が実現を目指す特色ある教育活動を具現化し、質を向上させるのに必要な取組を対象とする方向性で検討

【その他研究・研修等枠に係る留意点】

- 各学校においては、まず不断の業務改善や日課の見直し等を通じて、勤務時間内に必要な研究・研修等の時間を確保できるよう取組を進めることが前提となる。
- その上で、今回の「研究・研修等枠」では、「児童生徒の学習に充てる時間の一部を、教育の質の向上に直結する学校の研究・研修等に充てる」性質があり、それに相応しい質が確保された取組とする必要がある。そのため、要件例の2.3.も踏まえ、管理職等が研究・研修等の内容を適切に把握し、組織的・計画的に実施することが不可欠。その観点から、以下の運用のほか、必要な事項はどのように考えるべきか。

① 教育課程に係る時間を一部活用して行う組織的な研究・研修等の取組であることから、各学校・学年で同一の時間帯に実施することを基本としてどうか。

② その上で、教師自身の課題解決や、学年・教科・分掌等の役割を一層重視し、研究・研修等の内容を適切に把握し、勤務時間管理が適切に行える場合には、同一の時間帯で教師ごとに異なる取組を行ったり、学年・教科・分掌等ごとに時間帯を分けて実施したりするなどの取組を認めることとしてどうか。

（検討の手順）

- 論点整理において、調整授業時数については、「裁量的な時間」のほか、既存教科等への上乗せや、各学校が独自に設定する新教科等の創設に充てることを可能にする方向性が示されている。
- この点については、まず、「教科新設」は各学校が学習指導要領に定める教科等に該当しない取組を実施する点において「裁量的な時間」と同様であるが、どのように区別しうかが論点となる。
- また、上記の区別を行った上で、「既存教科等への上乗せ」や「教科新設」について、調整授業時数を充てられる上限を設けるべきかが論点となる。

（「教科新設」と「裁量的な時間」の区別の必要性）

- 検討項目③（P11）で整理したように、「裁量的な時間」は、各教科等の時数を標準を下回って生み出した調整授業時数を各教科等以外の教育活動に充てるという性質を有しており、適切に資質・能力の育成に資する制度設計とする必要がある。
- 一方で、教育課程特例校制度等の下で設定されている学校独自の新教科等の中には、国立大学の附属学校などの先進的な取組に加え、教育委員会が主導的な役割を果たしつつ目標・内容・学習評価の在り方が体系的に整備され、学校や地域の特色を踏まえた資質・能力の育成を担保する設計がなされているものが見られる。
- こうした取組について、仮に「裁量的な時間」と区別せず、その上限の範囲内で取り組むこととした場合、現行の特例制度よりも実施可能な幅が狭まる他、例えば、教育委員会の主導で行う新教科等の実施により上限まで時数が活用されてしまい、各学校の創意工夫による「裁量的な時間」に取り組みにくくなることも懸念される。
- 以上のことを踏まえ、「教科新設」については、「裁量的な時間」とは区別した上で要件等を検討すべきではないか。

（「教科新設」の要件）

- 「教科新設」について、「裁量的な時間」と区別して別途上限を設けるに当たっては、教科として相応しい児童生徒の資質・能力の育成を担保する相応の措置が図られている必要がある。
- そのため、裁量的な時間（学習枠）の要件（P11）に加え、以下の要件を課することについてどのように考えるか。
 1. 新設教科の目標と、新設教科において育成する資質・能力、指導と評価の計画が体系的・系統的に整理されていること
 2. 単年度のみの実践に終わらず、教育課程の評価・改善を行いつつ複数年度にわたって継続的に実施する取組であること
 3. 新設教科の学習状況が指導要録（各教科の学習の記録欄等）に記録されるものであること

（「既存教科等への上乗せ」や「教科新設」の時数）

- 「教科新設」については、上に述べたような資質・能力の育成を担保する相応の措置を求めることとしているほか、「既存教科等への上乗せ」に関しては学習指導要領に定める各教科等への充当であり、共に、資質・能力の育成の観点から一定の担保が図られる仕組みとなっている。
- これらのことを踏まえ、「既存教科等への上乗せ」「教科新設」については、「裁量的な時間」とは異なり、調整授業時数の中で活用可能な時数の上限を設定しないこととしてはどうか。（すなわち、調整授業時数として生み出した時数のうち、「裁量的な時間」として活用する時数を除いた時数を上限としてはどうか）
- なお、今後調整授業時数の上限を更に具体的に検討する中で、調整授業時数のすべてを特定の教科等に充てた場合に、当該教科等の時数が肥大化し、教育課程全体がバランスを欠くことにならないよう勘案することとしてはどうか。（その際、特定の教科等の教師の持ち授業時数を著しく増加させないようにするなど指導体制の在り方も留意する必要）

(1) 単位授業時間の標準の示し方

- 各教科等の標準授業時数を定めた学校教育法施行規則別表第一の備考欄においては、表に示す授業時数の一単位時間について小学校45分、中学校50分と示しているが、実際に各学校が教育課程を編成・実施する際のそれぞれの授業の一単位時間については、学習指導要領総則において、年間授業時数を確保した上で各学校が適切に定めることとしている。
- このように、単位授業時間は各学校で柔軟に設定可能であるが、そのような認識は広がりや欠いている一方、研究開発学校等においては、単位授業時間の柔軟な設定により時数を生み出す取組も積極的に進められている状況もある。現在、調整授業時数制度の創設も検討している中で、単位授業時間の設定が柔軟に実施可能であることを一層分かりやすく示していく必要がある。
- 学校教育法施行規則別表第一の備考欄の記載ぶりについて、現行「この表の授業時数の一単位時間は四十五分とする」(P36参照)とされているところ、同規則の備考欄において各学校で単位時間を適切に定める旨を明確にしつつ、学習指導要領総則で更に丁寧に趣旨を記載してはどうか。

(2) 年間最低授業週数の示し方

- 現行の総則では、「年間35週（小学校第1学年においては34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにする」としている。
- しかしながら、令和6年度の調査によれば、実際の総授業日数は196日以上(40週以上)が小学校で約99%、中学校で約98%にのぼるなど、35週(約170-175日程度)を下回らないという基準が意義を発揮していない実態がある。
- それどころか、「年間35週以上」という表現が、「総授業時数を35週で割り、週に29コマの授業を行う必要がある」との認識に繋がっている実態もあり、「週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重とならないようにする」というそもそもの規定の趣旨に逆行しているとの指摘もある。
- より実態に即した規定としつつ、児童生徒の負担過重を避け、40週での授業時数の平準化を促進する観点からも、年間の授業週数について、例えば、年間40週を標準として、週当たりの授業時数が児童生徒の過重負担とならないよう配慮して計画する旨の示し方とすることについてどのように考えるか。

(3) 学習内容の学年区分の示し方

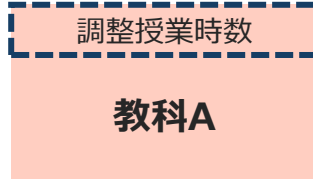
- 各教科等において内容の学習内容の学年区分を示している場合があり、このことは教科の系統性や発達段階を踏まえた指導内容を確保し、教科書会社の教科書の作成・配布を円滑に行う上で重要であるが、児童生徒の実態に応じて学年区分にとらわれない柔軟な教育課程の編成・実施を難しくしているとの指摘もある。
- 総則・評価部会の議論においては、既に表形式による構造化の検討に当たって、「想定する指導学年を明示する場合は○学年相当という形で示す」こととし、学年区分を示す場合であっても、児童生徒の実態に応じて必要があると学校が判断する場合は、学年区分にとらわれず柔軟に指導が可能である旨を明示的に示す方向で議論を進めているところ。
- こうした学年区分にとらわれない柔軟な教育課程の編成・実施については、現在においても、義務教育学校や中等教育学校など、複数の学校種における一貫教育を行う場合には、学年区分や学校種を超えた内容の移行等を既に可能としているところであるが、それらの制度における運用を参考にしつつ、相当学年外での教育課程編成に当たっての留意点として
 - 児童生徒の発達の段階、内容の系統性及び体系性への配慮
 - 義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮
 - 児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮といった事項を総則に記載した上で、「教育課程編成・実施状況調査」等で教育課程の編成状況を把握し、不適切と考えられる事例が見られる場合には指導・助言等を行うことが考えられるのではないか。

- 1**
- 標準授業時数が35コマ以下の教科等は調整が可能な教科等（標準を下回って時数を設定してよい教科等）の対象外
 - 「総合的な学習の時間」も調整の対象
 - 調整後の時数は35コマ以上とする

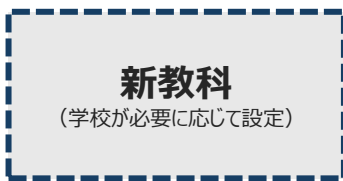
- 2**
- 標準を下回って設定可能な時数幅の上限は、時数調整対象の教科等の1割以上で検討



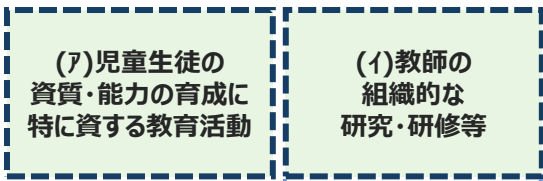
①既存教科等への上乗せ



②教科の新設
※教科B・Cと異なる内容を扱う



③「裁量的な時間」に充当



生み出した調整授業時数の全体から、③「裁量的な時間」に活用する時間を除いた時数で実施可能

年間を通じて計画的に実施しうる上限を設定

既存教科等への上乗せ

要件

なし

上限

調整授業時数の中で活用可能な時数の上限を設定せず、調整授業時数として生み出した時数のうち、「裁量的な時間」として活用する時数を除いた時数で実施可能

新設教科

要件

裁量的な時間（学習枠）の要件に加え、新設教科の目標、育成する資質・能力、学習評価の方法が体系的・系統的に整理されていること等の要件を設定

4

年間を通じて複数の取組を計画的に実施しうる上限を設定

学習枠

要件

各教科等の内容に該当しない、もしくはいずれか一つの教科等に当てはめるのが困難な学習活動であること等の要件を設定

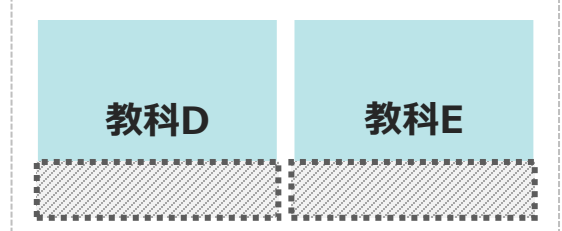
類型

- ①個に応じた学習過程の充実に資する取組
- ②学習の素地を高める取組
- ③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組
- ④その他地域等の特色を生かした取組

上限

年間を通じて複数の類型に属する取組を実施することも想定し、適切な上限を検討

現行の教育課程特例校で認められる特例



既存教科の内容の組み替え
※教科DとEの内容を扱う



現在の授業時数特例校・教育課程特例校制度は調整授業時数制度に統合し、各学校の判断により実施可能とする

研究・研修等枠

要件

学校教育目標・教育課程編成に係る基本方針・年間指導計画等に基づく組織的・計画的な取組であること等の要件を設定

類型

- ①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究
- ②教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修
- ③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議
- ④学校と地域の連携体制の確保

上限

「学習枠」の上限の内数として設定。年間を通じて計画的に実施することも想定し、適切な上限を検討

5

3



情報・技術科（仮称）における検討の方向性

1. 調整授業時数制度を活用した工夫の在り方

- 仮に現行の技術・家庭科（1年次：70コマ、2年次：70コマ、3年次：35コマ）を前提として、柔軟な教育課程の工夫等について検討するとき、第5回総則評価特別部会資料1において示されている調整授業時数制度の仕組みの方向性を踏まえれば、35コマ以上の時数を設定している1年次及び2年次で、標準を下回って時数を設定することが可能となる
- そのうえで、情報・技術科（仮称）の意義に留意しつつ、教科等横断・探究的な学びを推進するためには、例えば、情報活用能力の抜本的な向上を図る観点から、文理融合・文理横断（STEAM）の学びを基盤としつつ、高等教育における数理・データサイエンス・AI教育へと接続する工夫や、情報技術を使いこなし、価値の創出を通じて問題の発見・解決に取り組む探究活動を深める時間を設定する工夫などが考えられる
- これらを踏まえ、以下のような既存教科等への上乗せ、教科の新設や、裁量的時間（学習枠）の創出を行うことが当該教科における柔軟な教育課程につながる工夫と考えられるのではないか。また、国として、そうした工夫例を分かりやすく学校現場に伝えていくことを検討してはどうか 【補足イメージ】（スライド10）

既存教科等への上乗せ、教科の新設の例

- 数理・データサイエンス・AI教育を見据えた学習内容を展開するため、数学からデータに関わる内容を上乗せ

裁量的時間（学習枠）の創出の例

- 総合的な学習の時間や情報・技術科（仮称）で創り出した価値を、個々の興味・関心の高まりを踏まえて、探究課題として深掘りする「情報活用能力を重点的に育成する時間」を創出

2. 学習内容の学年区分等に関する考え方

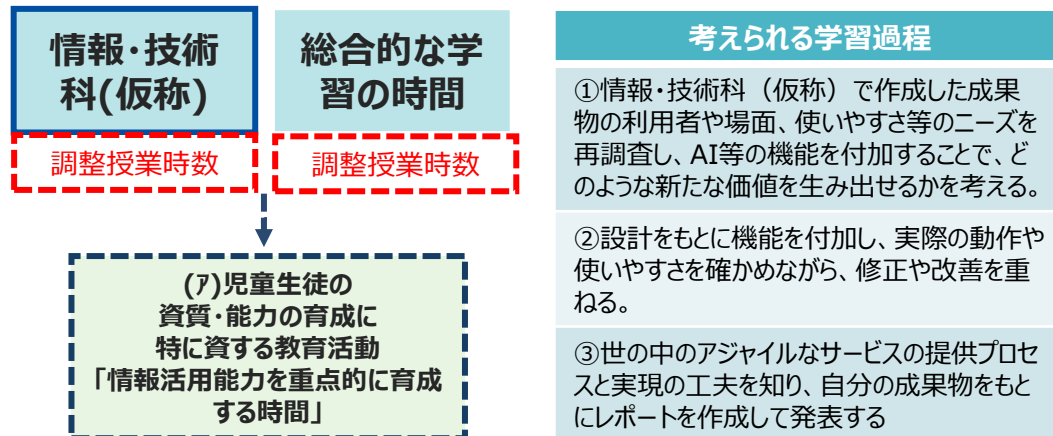
- 現行は、第1学年の導入において、3学年間の学習の見通しを持たせる観点から、「A材料と加工の技術」から「D情報の技術」までの各領域に触れることを示しているが、これ以外に技術の専門領域に関する学習順序や学年区分については明示していない
- これは、生活や社会において様々な技術が統合されて利用されている現状を踏まえ、技術分野が、技術の領域性ではなく、問題の発見から設計・計画、製作・制作・育成、評価・改善に至る一連の学習活動を重視していることによるものであり、ゆえに、学習内容の配列を一律に規定せず、各学校の実態に応じて柔軟に構成できることとしている。これにより、教師の裁量を確保し、柔軟な指導計画の作成や授業設計が可能となっている
- 一方で、領域共通の学習過程が十分に明確化されていないことなどから、教師の専門性や経験により指導内容に偏りが生じ、学習内容や指導の程度に差が生じるおそれがあるとの指摘もあった
- 今次の改訂においては、高次の資質・能力を新たに示すとともに、内容項目に共通する学習過程を明示したことにより、育成を目指す資質・能力がより明確となり、こうした課題の改善が図られるものと考えられる
- その上で、学習順序については引き続き教師の裁量に委ねる考え方を維持することにより、教師の主体性の確保に加え、技術を統合的に活用する学習等を柔軟に構成することが可能となり、生徒の実情に応じた教育課程の編成が可能となるのではないかと
- こうした学習順序等に関する考え方や留意点については、引き続き学習指導要領及び解説等において示していくこととしてはどうか

- 調整授業時数制度の活用を検討するとき、例えば、
 - 情報活用能力の抜本的な向上を図る観点から、文理融合・文理横断（STEAM）の学びを基盤としつつ、高等教育における数理・データサイエンス・AI教育へと接続する基盤として位置付けること、
 - 情報技術を使いこなし、価値の創出を通じて問題の発見・解決に取り組む探究活動を、一定の時間を確保して実施できるようにすること、
 等といった目的に照らし、他教科等と連携して、以下のように既存教科等への上乗せ、教科の新設であったり、裁量的時間（学習枠）を生み出すことが、当該教科における柔軟な教育課程につながる工夫と考えられる

裁量的時間（学習枠）の創出の例

案「情報活用能力を重点的に育成する時間」

- ✓ 情報や技術を活用して創出される価値は、実装後も利用データ等に基づいて継続的に評価・改善され、運用と開発が一体となって進化していくという特徴を有する
- ✓ これに対応する学習を展開する際には、試作と検証の反復を通して更なる価値を探究する過程が不可欠である
- ✓ そこで、総合的な学習の時間や情報・技術科（仮称）で創り出した価値を、個々の興味・関心の高まりを踏まえて、探究課題として深堀するための時間を裁量的時間を設けて展開する工夫が考えられるのではないか。これにより、情報技術で価値を創造し問題を解決する情報活用能力の更なる強化につながると考えられる



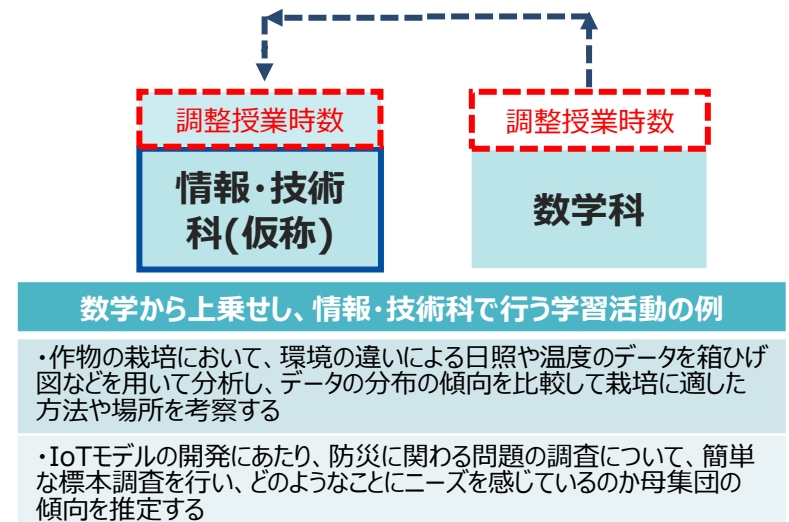
考えられる学習過程

- ①情報・技術科（仮称）で作成した成果物の利用者や場面、使いやすさ等のニーズを再調査し、AI等の機能を付加することで、どのような新たな価値を生み出せるかを考える。
- ②設計をもとに機能を付加し、実際の動作や使いやすさを確かめながら、修正や改善を重ねる。
- ③世の中のアジャイルなサービスの提供プロセスと実現の工夫を知り、自分の成果物をもとにレポートを作成して発表する

既存教科等への上乗せの例

案「数学からデータ活用に関わる内容を上乗せ」

- ✓ 高等教育における数理・データサイエンス・AI教育への円滑な接続を見据え、中学校段階から、これらを一体的に学習する時間を設定する工夫が考えられるのではないか
- ✓ 具体的には、数学の「データの活用」に関わる内容を情報・技術科（仮称）に上乗せすることで、数学で指導してきた「数学的なデータの処理・解釈の仕方」の理解に加え、それらを実際に活用し課題解決の方策として組み込む実践的な学習まで行うことが可能になると考えられる

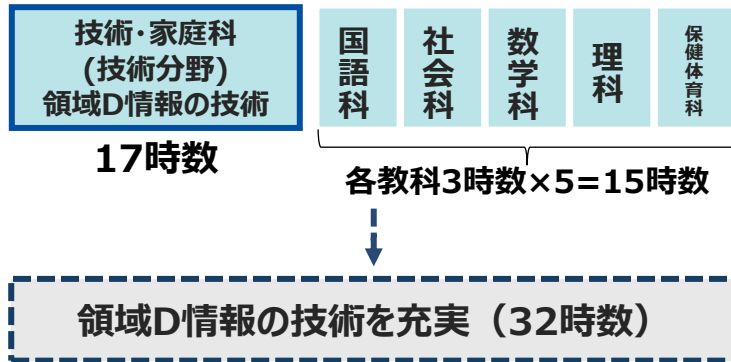


教育課程の特例により工夫している事例（現行学習指導要領下）

① 授業時数特例校制度を利用して、情報技術の領域を充実した事例

町田市立南成瀬中学校

（第3学年で実施）



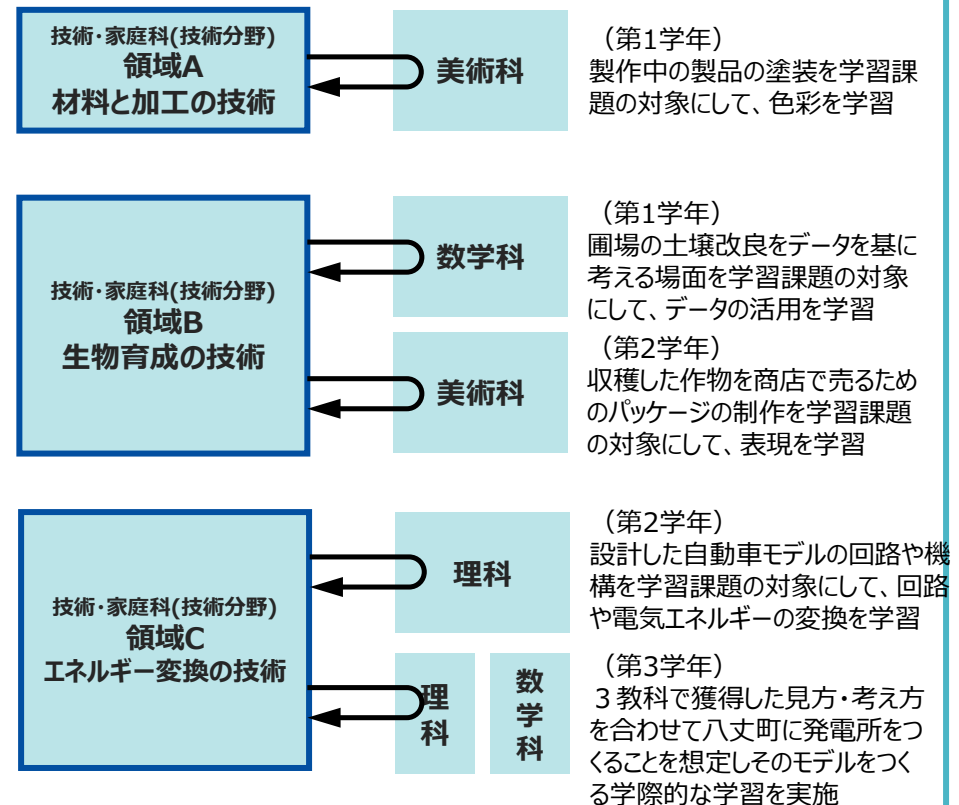
第3学年の技術分野の時数を確保することで、現行の学習指導要領では学習内容に明示されていない**AIの技術の特性と取扱いを理解し、AIを補助的に学習に用いてプログラミングによる創造的な問題解決を行う学習を充実した**

- 画像認識AIや生成AIの仕組みを体験的に学習する内容を設けた
- プログラミングの単元では、成果の評価の後、改善・修正の学習を設け、より洗練された価値創造の実践につなげた
- 情報技術を吟味しどのように活用するかを考える時間において、活用のアイデアを簡単なプログラミングで表すなど体験を伴うことで技術と社会との繋がりの実感をより強固にした

② 他教科と連携し、生産技術の領域を充実した事例取り組んだ事例

八丈町立三原中学校

文理融合・文理横断（STEAM）の学びを基盤するため、次の領域の学習について**各教科の学習課題に設定する連携を行うことで、技術による問題解決の学習の充実をはかった**



2. 高等学校 情報科 における工夫等



①多様性・共通性の双方を重視しつつ特色化・魅力化を推進する視点

- 高等学校は、義務教育の基礎の上に、生徒の進路等に応じて高度な普通教育・専門教育を実施するという目的を持つ。
- こうした目的を踏まえ、これまで全ての生徒が共通して学ぶ必修科目と、生徒が興味・関心や進路希望に学ぶ選択科目を設けるとともに、「学校設定教科・科目」の開設や「学校外の学修の単位認定」を広く認めるなど、各学校の創意工夫を凝らした教育課程編成や生徒の多様な学習成果を認める仕組みも整えてきた。
- 今回の検討においては、新たな時代に相応しい多様性と共通性のバランスを図りつつ、こうした教育課程上の創意工夫の幅を一層拡充し、特色化・魅力化の可能性を最大限追求する必要がある。

②多様な生徒一人一人に応じる視点

- 少子化に伴い統廃合が進む中、多くの高等学校において、在籍する生徒の多様性が増しており、学力水準や進路希望も多様になっている。こうした中、現行の仕組みの中では、生徒の多様なニーズに応じたきめ細かな対応が難しくなっている。
- 多様な子供一人一人がキャリアや進路に応じて科目を選択しながら主体的に学ぶ中で、個性・特性に応じた「好き」を見つけ、「得意」を伸ばすことに繋がる柔軟な教育課程の在り方が一層求められている。

③学校教育を通じて社会変化を牽引する人材育成を進める視点

- 生成AIが牽引する社会の急速なデジタル化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化等が同時並行的に進む中、これまでの進路動向・人材供給傾向が続けば、地域のエッセンシャルワーカーやイノベーションを牽引する専門的技術者が不足し、定型的な業務を担う事務職は余剰となるなど、大規模な「労働力需給ギャップ」も予測されている。
(P30参照)
- こうした状況を踏まえ、各高等学校及び設置者においては、これまでの社会システムの継続を所与の前提とするのではなく、近未来の労働市場や社会の在り方も見据えつつ、学校や地域の特性を活かして探究的・実践的な学習内容を充実させるなど、教育課程を大胆に改革していくことが求められている。
- こうした視点からの学校改革は、学校教育を「起点」として、社会課題の解決や社会経済の発展等につながる動きを生み出し、同時に生徒の自己実現に繋がるものとして丁寧にデザインされることにより、①・②とも相補的なものになると考えられる（よりよい学校教育を通じてより良い社会への移行を図ることができる）。
- そうした各学校の大胆な改革を支援するため、文部科学省では「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」の策定や、「高等学校教育改革促進基金」の創設などに取り組んでいるところ。これらの施策を最大限活用しつつ、各学校が特色ある教育課程を最大の「強み」として捉え、「攻め」の教育課程編成ができるよう、学習指導要領等を通じて学校を後押しする基盤を整えることが重要。
(P31～33参照)

- これらの前提を踏まえつつ、研究開発学校・教育課程特例校、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、ワールドワイドラーニング（WWL）等を通じた様々な教育課程の工夫の実践の蓄積や、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、グラデュエーション・ポリシーに基づく学校の特色化・魅力化を図るこれまでの学校改革の努力を土台として、それらをさらに実質化・発展させるための仕組みを具体的に検討する。

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件

(検討事項)

- 企画特別部会の論点整理においては、各学校が生徒の実態等に応じた柔軟な教育課程編成を可能とするため、必履修を含む科目の履修の一部又は全部を、一定の要件の下、同一教科の他科目や学校設定科目等で取り扱うことを可能とする方向性を示した。
- この点については、どういった要件の下、何を可能とするか具体的に検討が必要。

(科目の柔軟な組み替えで可能とする具体的な内容)

- 現在、高等学校の教科・科目は概ね以下のような類型となっている。
 - ①各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間（いわゆる共通教科・科目等）
 - ②主として専門学科において開設される各教科・科目（いわゆる専門教科・科目）
 - ③学校設定教科・科目

共通教科等				専門教科		学校設定教科
必履修科目	選択科目	学校設定科目	総合的な探究の時間	科目	学校設定科目	科目

- 各教科・科目については、原則として科目間での内容の移行・入れ替えは認められていない。一方で、教育課程特例校制度等では、内容を全て扱うことなどを前提に、複数科目間での内容の移行・入れ替えを認めており、共通教科等・専門教科・学校設定教科のいずれの教科・科目間の移行・入れ替えにも制限を設けていない。
- こうした現行制度を踏まえ、教育課程特例校のほか、研究開発学校と同様の教育課程の特例を認めているSSH、WWL事業の採択校では、

【必履修＋必履修】、【必履修＋選択】、【総探＋必履修】、【専門＋専門】

など、様々な組み合わせで教科・科目の内容の組み替えを行うとともに、各学校の教育課程の趣旨・目的に即した学校設定教科・科目を設ける等の取組が行われている。
 (P34～40参照)

- こうした現行の特例制度における多様な実践の蓄積も踏まえ、いずれの科目の類型間の組み合わせであっても、一定の要件の下、各学校の判断において、「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」を可能とすることについてどのように考えるか。

- これにより、各学校が生徒の実態に応じて、例えば下記のような多様な取組の展開が期待できるのではないかと。

- 同一教科内の必履修科目や選択科目を一体化した科目を作り、学習内容の重複を避け余白を生み出しつつ、探究的な学びを充実
 (例) 物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎を組み合わせ、「理科基礎」
 化学基礎と化学を組み合わせ、「化学総合」 など
- 複数教科に属する科目を組み合わせることで一体的に取り扱う科目を作り、より実社会・実生活における実践的な課題解決に繋がる学びを充実
 (例) 論理国語の一部と理数探究を組み合わせ、「アカデミック・プレゼンテーション」など
- 学校の特色を活かした学校設定教科・科目と、共通教科・専門教科の内容を組み合わせることで、学校が目指す資質・能力の育成を一層充実
 (例) 公共にグローバルの観点からの趣旨・内容を強化し、「グローバル公共」など
- 学び直し科目と必履修科目を組み合わせることで、生徒の基礎学力保障の取組を充実
 (例) 数学Ⅰに義務教育段階の学び直しを加え、「数学基礎」など

(要件の在り方)

- 一方、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目等の内容は、これからの社会で求められる資質・能力を効果的に育成できるよう系統性に配慮して設定されるものであり、それらの柔軟な組み替えを認めていくに当たっては、一定の要件が必要ではないか。
- 具体的には、以下の要件を設定することについてどのように考えるか。(単位数の取扱いについてはP21で検討) また、こうした要件を踏まえ、具体的にどのような科目設定は許容されないか等については、今後の各教科等WGの議論も踏まえつつ検討し、解説やQA等で整理して示すべきではないか。

(科目設定の趣旨に関わるもの)

要件① 組み替え後の科目の実施により、元の教科・科目の目標の趣旨を損なわないこと

学習指導要領で定める各科目それぞれに、当該科目として創設している趣旨・目的がある中で、科目から一部の内容を取り出し他科目に移行し分散して指導することで、当該科目の目標の趣旨を損ねる結果となることは避ける必要があるのではないかと。具体的には、例えば歴史総合は、近現代に関わる世界とその中の日本を広く相互的な視野から捉えること等を科目の目標としており、これを日本史と世界史に分割して指導することは歴史総合の目標の達成が困難となると考えられる。

(質の確保に関わるもの)

要件② 組み替え後の科目の実施を含む教育課程全体として、組み替え前と比較して同様の成果が期待されること

現在においても、同様の成果が認められる場合には、
 ・外国の高等学校における履修をもって必履修教科・科目等の履修に替える
 ・専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目等の履修に替える
 ・理数探究基礎または理数探究の履修をもって総合的な探究の時間の履修に替えること等を可能としているところ。こうした点も踏まえ、元の科目の履修と同様の成果が期待できることを求めることが必要ではないか。

(説明責任に関するもの)

要件③ カリキュラム・ポリシーとの関連において、変更部分の趣旨・内容を公表して明らかにし、生徒・保護者等に説明すること

生徒が入学先を決定するに当たっては、当該学校が目指すカリキュラム・ポリシーとの関係において、科目の柔軟な組み替えの内容や趣旨が明確となっていることが必要であるとともに、カリキュラム編成の透明性を高めることで、不適切な取扱いがあった場合に速やかに是正を図ることができる基盤を整える必要があるのではないかと。

(組み替える場合を含めた内容の取扱い方)

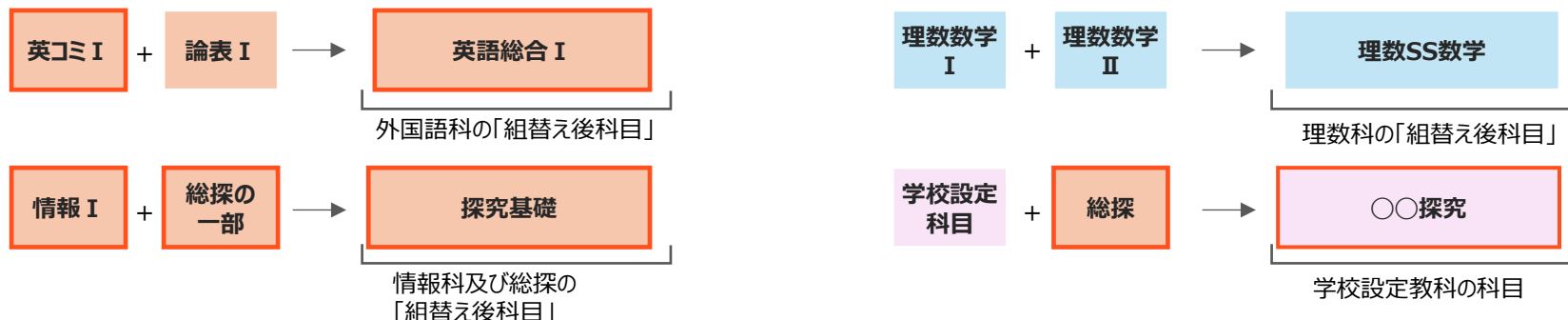
- 企画特別部会の論点整理においては、科目の柔軟な組み替えを行う場合の元の科目の内容の取扱い方として、「元の科目の内容が適切に取り扱われていることとするか」「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択可能とするか」についても検討すべきと示されている。
- この点、現行制度でも、特に必要がある場合には、各教科・科目の目標の趣旨を損なわない範囲で、各教科・科目の内容について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど選択して取り扱うことを可能としている。(P41参照)
- この趣旨は、義務教育に比べ高等学校は学校によって生徒の実態が大きく異なることから、生徒の多様な実態を踏まえた内容の取扱いの工夫を認めるものであり、教科・科目の柔軟な組み替えを行う場合であってもその必要性は変わらない。そのため、科目の柔軟な組み替えを行う場合、原則としては元の科目の内容が教育課程全体で適切に取り扱われることが前提となるが、その上で従前同様、生徒の実態を踏まえ特に必要がある場合は、「基礎的・基本的な事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことが可能」としてはどうか。
- さらに、企画特別部会においては、科目の目標の趣旨を損なわない範囲で内容を選択的に取り扱う際、「基礎的・基本的な」事項に重点を置く場合ばかりではなく、「探究的・発展的」な事項に重点を置いて選択的に取り扱う場合も考えられる旨の議論もあった。
- 今回の高等学校の単位制の柔軟化は、子供一人一人の多様性に応じるとともに、未来の社会や労働市場の在り方も見据えた改革を支えるものであることを踏まえ、「発展的・探究的な」事項に重点を置いて各科目の内容について選択的に取り扱うことも可能とする方向で検討してはどうか。なお、この際、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ観点から留意が必要。
 (例：世界史探究でE(4)地球世界の課題の探究に重点を置く、英語コミュニケーションⅢで「社会的な話題」に重点を置くなど)

1 科目の柔軟な組み替えの具体的な内容・要件等

「組替え後科目」の性質の在り方

- 「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」を可能とした場合、内容を受け取る移行・統合先の科目及び内容を減らす移行元となる科目（以下「組替え後科目」という。）について、どのような性質の科目とするかが論点となる。
- 組替え後科目について、全て学校設定教科・科目として取り扱うことも考えられるが、その場合、組替え後科目が全て学習指導要領に定めのある共通教科・専門教科に属する科目（総合的な探究の時間を含む。以下「既存教科・科目」という。）の内容で構成されるものであったとしても学校設定教科・科目として取り扱うこととなる。そうすると、以下の課題も生じる。
 - ✓ 学校設定教科・科目は卒業に必要な単位数に含まれる上限（現行制度では20単位）が定められており、既存教科・科目の内容の組み替えを行った場合、その分学校が特色を活かして設定できる学校設定教科・科目の単位数が少なくなる
 - ✓ 現行の教育課程特例校制度では、既存教科・科目の組み替えについて単位数の上限を設けていないにもかかわらず、組替え後科目について上限設定が存在することとなる
- また、義務教育段階における調整授業時数制度の検討においては、既存教科の組み替えによる新たな教科の創設（教育課程特例校制度で可能としている取組の一般化）については時数の上限を設けない一方、学習指導要領に定めのない事項について新たな教科を創設する場合や裁量的な時間を活用する場合は、一定の時数の上限を設けることとしており、そのこととのバランスを考慮する必要がある。
- こうしたことを踏まえ、既存教科・科目の内容のみで構成される組替え後科目については、学校設定教科・科目とは区別して、「組替え後科目」等と呼称し、その単位数上限は設けないこととするとともに、組替え後科目が学校設定教科・科目の内容を含む場合のみ、学校設定教科・科目として取り扱うこととしてはどうか。
- なお、組替え後科目が必修教科・科目を含む場合であれば、当該科目は必修として取り扱うこととしてはどうか。

（現行の特例校での事例等を踏まえた具体的な適用例） ※赤枠は必修であることを示す



2 単位の計算方法の見直し

(単位計算の方法の見直し)

- 高等学校は単位制を採用しており、**50分の授業を1単位時間(コマ)とし、35コマの授業をもって1単位として計算することを標準**とし、これに基づいて各教科等の履修単位数を決定したり、修得単位の認定を行う仕組みとなっている。
- こうした仕組みは、生徒の多様な科目選択が可能な高等学校において、卒業に必要な履修科目の組み合わせや学習量の計算が煩雑となるのを避け、学校としても教育課程編成が容易となるというメリットもある一方、以下のような課題もある。
 - ✓ 各科目についてきめ細かな学習時間の調整ができない
 - ✓ 35コマ未満のコンパクトな学習内容は単位として認定できない
 - ✓ 学期ごとに柔軟に科目の履修選択を認めるといったことは難しい
- こうした課題は、①で検討したような科目の柔軟な組み替えを可能としたり、生徒の多様なニーズに応じた丁寧な学習量調整を行うことができるようにしていくことを可能としていくに当たっては、大きな課題となりうる。こうしたことなどを踏まえ、企画特別部会では、**1単位を細分化(半期での学習をもって1単位と認定。卒業に必要な単位は74単位から148単位となる。)**する方針を示したところ。
- その際、現在は35コマの授業をもって1単位として計算しているところ、**単位を細分化する場合に1単位をどのように計算するかが課題**となる。(具体的には、1単位に必要な単位授業時間を17コマとするのか18コマとするのか)
- この点、高等学校は、高等学校入試への対応が必要なことや、高3の大学入試のために、実質的に授業ができない日もあり、授業日数が義務教育段階よりやや少ない一方、多くの週当たりコマ数を実施している実態に留意が必要。そうした構造の中で、学校行事や祝日等により各教科等の授業が実施できなかった場合に、振替や追加の授業等により年間で35コマの確保に困難が生じやすい実態もある。
- こうした中で、1単位を18コマで計算し、実質的に単位認定に必要な授業時間数が1コマ増加することは、現場の実態と乖離し、運用が困難となる恐れがある。したがって、今般1単位の計算方法を細分化するに当たっては、**50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準**としてはどうか。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○**単位**、細分化された新たな単位計算によるものを○**新単位**と記載。

- なお、その場合、現在1年間で35単位時間で指導する内容を**34単位時間を標準として指導することとなるが、このことも踏まえた教科用図書分量となるよう、義務教育段階と同様に教科用図書の精選等**を図っていく必要があるのではないか。

(3学期制との関係)

- 企画特別部会の論点整理以後、今回の1単位の計算方法の細分化については、(1単位：週1コマ×半期)との記載があったことも踏まえ、**2学期制への移行を前提とした仕組みとなるのではないかとの声も聞かれたところ。**
- この点について、2学期制を採用している場合は、前期・後期それぞれの授業時間と単位認定に必要な授業時間(1単位17コマ)を揃えやすく、**通年のみならず、前期・後期それぞれで柔軟に科目選択の機会を提供することがしやすくなるなどのメリットはある。**
- しかしながら、**新単位による履修単位数を2の倍数とすることにより、従前と同様の単位数で便宜上運用することも可能であり、3学期制の場合のデメリットとなるものではない。加えて、3学期制である場合でも2週に1度の授業を設ける等により、新単位を活用した科目設定も可能でもあり、2学期制への移行を前提としたものではないことに留意が必要。**

(単位授業時間の柔軟な設定との関係)

- 高等学校が**単位授業時間の柔軟な見直しを行いたいと考えた場合、例えば50分授業で45分授業にして同じ授業コマ数とすると、4単位の科目は10%程度授業時数が減少する(結果3.6単位分の学習となる)ところ、端数を切り捨てて3単位分の認定となり、取りこぼしが生じるため、広がりやを欠いた。**この点、新単位制度は、きめ細かな単位認定が可能となる(例えば、上記の例であれば8新単位が授業時間見直しにより7.2新単位分の学習となり、それを7新単位で認定)ことから、**単位授業時間の柔軟な設定を容易にする効果も見込めるため、そうした運用例も示していくことが考えられるのではないか。**

3 各科目の単位数の一層柔軟な設定

(共通教科・科目の単位数)

- 現行学習指導要領では、共通教科・科目及び総合的な探究の時間について標準単位数を定めるとともに、標準より増加して履修単位を設定する場合（増単）や、標準より減じて履修単位を設定する場合（減単）の条件を解説において整理している。（P42参照）

	増単	減単
必修教科・科目	増単できる場合の例示 ・基礎的な学習内容の定着 ・理解が難しい科目の十分な習得 ・特定の技能等の反復・習熟	○原則減単できない ○いずれの条件も満たす場合のみ減単可能 ・短い時数で科目の目標を実現可能 ・生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し特に必要がある場合 ○標準単位数が2単位である場合は減単不可
それ以外		○原則減単できない ○以下のいずれかの場合のみ減単可能 ・短い時数で教科・科目の目標を実現可能 ・教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨規定されており、実態に応じやむを得ない場合

- 今回、義務教育段階については、調整授業時数制度を導入し、標準授業時数から一定の割合で減じて授業時数を設定できることとする方向で検討が進んでいる（減ずることで35コマ未満となる教科を除く）。
- 義務教育段階においてこうした検討が進んでいる中、高等学校についても、①で議論した科目の内容の柔軟な組み替えや、②で検討した単位数の計算方法の見直しを実効性あるものとしていくためには、より一層生徒の実態や各学校の教育課程編成のねらい等に応じて柔軟に学習時間を調整できる仕組みとしていく必要があるのではないかと。
- この点について企画特別部会の論点整理においては、「複数科目を一体的に指導する場合、履修単位数を標準より減らすことも可能とすべき」としているが、組替え後科目を含め、各科目の履修単位数の調整の在り方をどうするか課題となる。

(減単に関する基本的な考え方の見直し)

- 標準単位数は、当該科目の目標を達成し、学習指導要領の内容を無理なく指導するのに適切な時間として設定しているものであり、引き続き、**標準の通りに履修単位を設定することを原則とすることに一定の意義があると考えられる。**

- 一方、生徒の多様な実態や、学校の教育課程編成のねらいに応じた様々な教育活動を実現し、教育課程全体として生徒の資質・能力を効果的に育成するために必要であると考えられる場合は、カリキュラム・マネジメントの一環として共通教科の時数を減じ、必要な教育活動を実施するための余白を創出することができるようにすることは意義が大きい。
- したがって、**減単の基本的な考え方として「原則不可」とすることを改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で可能であるという考え方を基本として**はどうか。

(2単位の必修教科目の減単について)

- 現在必修教科目については、標準単位数が2単位である場合は単位数を減じることができないとしているが、これは2単位から単位数を減じた場合1単位となってしまう、半分の時数で目標の実現を図ることは困難と見てきたことによる。
- 一方、今回単位の計算方法の見直しによって、2単位科目については4新単位となり、例えば3新単位に減単すると授業時数としては25%の減となる。現在、特に必要がある場合は3単位の科目を2単位に減単する（約33%減）ことを可能としている中であって、25%の減を不可とする理由に乏しいことから、**現在減単を不可としている標準が2単位の必修教科目についても、1新単位の範囲内で減単を認める**こととしてはどうか。
- しかし、例えば、大学入試に課されない教科が削減され、普通教育としての教育課程のバランスが確保できなくなることを避ける必要がある。このため、それぞれの「教科」について教科目標を達成する必要最低限の時数は確保できるよう、**各必修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可**としてはどうか。（現行単位を前提にすれば、公共、芸術（音楽 I or 美術 I or 工芸 I or 書道 I）、情報 I、家庭基礎が減単不可）
- こうした考え方を基本とした上で、**各教科等WGにおける科目構成の在り方や、標準単位数の議論の結果も踏まえ、各科目について減単可能な上限を定める**こととしてはどうか。
- なお、一方組替え後科目の内訳に着目すると、実態上どの時間が必修教科目相当で、どの時間がそれ以外の科目相当か明確な区別が難しいことが想定され、一定の考え方を示す必要がある。このため、**組替え前の科目の「減単可能な上限」の考え方を踏まえて、「組替え後科目」の必要単位数を設定すべきではないか。**（例えば、生物基礎と生物を組み合わせると組み替え後科目とした場合、生物基礎で3新単位分＋生物で6新単位分などそれぞれの科目で設定可能な範囲で設定し、その合計で組み替え後科目の単位を設定することが想定される。（この場合9新単位））

(検討の前提)

- 企画特別部会の論点整理では、「入学時点で高度な外国語の運用能力を有していることが外部試験で明らかの場合など、社会的信頼性が確立している基準により、特定の必修教科・科目について既にその内容を十分に修得していると判断できる生徒が在籍する場合には、一定の要件の下、各学校や教育委員会の判断により、当該教科・科目の履修を免除可能とする仕組みを整えるべき」とされており、履修免除した場合の対応として、以下の方向性が示されているところ。

履修を免除する場合、別の学習をもって当該科目の履修に替えることとする方向で検討すべき。その際、例えば以下の例など履修の振り替え先について整理すべき

- 当該科目の属する教科の上位科目
- 学校設定科目
- 学校外学修の単位認定の履修に替えることを認めてはどうか

(例えばCEFRB2相当の生徒は英語コミュⅠを免除し英コミュⅢや学校設定科目の履修を可能とする、CEFR C1以上の生徒は大学の講義等の単位認定で替えるなど)

- こうしたことを踏まえつつ、制度の在り方について更なる具体化の検討が必要となる。

(必修科目の履修免除の要件)

- 現在高等学校では、多様な学校外学修の成果を認める一環で、学教法施行規則第98条第2号に基づき、在学中に外部検定等の「知識及び技能に関する審査（以下「技能審査」という。）」を受けた場合の学修成果を単位認定可能(36単位まで)。(P43～44参照)
- 一方、各教科・科目が育成を目指す資質・能力は「知識及び技能」のみならず「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を含むため、特に「知識及び技能」以外の資質・能力については外部試験の結果のみをもって育成状況を証することが難しい側面もある。
- 同様に、今回の履修免除・振替の仕組みについても、特定の外部試験の合格が、相当する必修科目（以下「免除科目」という。）が育成を目指す資質・能力の全体を担保することを証することは困難であるという前提で、検討する必要がある。
- 以上を踏まえれば、外部試験はあくまで免除科目の資質・能力を部分的に証するものであるものの、その活用により、当該科目が属する教科全体の目標を効果的に実現するとともに、対象生徒の資質・能力を教育課程全体で豊かに育む観点から免除科目及び振替先の科目等（以下「振替科目等」という。）の設定をすべきであり、こうした観点からバランスのある制度設計が必要。こうした視点から、今般の履修免除・振替については次の3つの要件をいずれも満たす場合に対象としてはどうか。
- その際、もとより履修免除・振替を可能とするのは、免除科目の資質・能力を十分に上回る水準で身に付けている場合には、他の選択肢を当該生徒に提供できるようにすることが有意義であるためであり、単に相当する資質・能力を身に付けていれば自動的に免除・振替を可能とすることを目的とするものではないことに留意する必要があるのではないか。

【科目の履修免除の要件】

- ① 高等学校教育との関連において社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得ること（外部試験の性質の観点）
- ② 免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められること（免除科目と振替科目の代替性の観点）
- ③ 当該生徒の実態や希望を踏まえ、必修科目を選択科目等の履修に振り替える方が、資質・能力の育成の観点で大きく上回る成果が期待できること（資質能力の育成における比較優位の観点）

(要件を踏まえた具体的な運用)**【対象となる免除科目・外部試験の在り方】**

- 以上の要件を踏まえた場合、まず、具体的にどの外部試験によりどの科目を対象とするかを示す必要がある。
- その際の基本的な考え方として、本制度は必修科目の履修を免除するという高等学校教育の共通性に関わる新たな仕組みであることから、制度の悪用・濫用を防ぎつつ慎重に制度設計を行う必要がある。そのため、これまでに学校現場で十分な活用実績があり、他の教育制度との関係で既に位置づけがあるなど、当面、十分な合理性が認められるものに限りスタートすることが適当ではないか。
- この点、要件①の「社会的信頼性が確立している外部試験の合格により、免除科目の知識及び技能が概ね習得されていると判断し得る」という視点を踏まえると、まず英語の外部試験の活用が考えられる。英語に関しては、国際的に通用する英語運用能力に関する尺度であるCEFRに対応した外部試験等が複数あり、文部科学省としてCEFRレベルを外国語教育の目標値ともしていることも踏まえると、複数の外部試験が該当すると考えられる状況にある。
- また、数学についても、年間30万人程度が受験するなど社会に広く普及し、各高等学校が積極的な受験を通じて学力向上の契機としている外部試験が存在している状況にある。

- また、英語・数学については、こうした社会的信頼性と十分な実績を有する外部試験が存在するのみならず、これらの外部試験は、高卒認定試験の試験科目免除の対象として組み入れられているなど、高等学校における資質・能力の育成との関係が一定程度認められている状況にある。（P45参照）

※高卒認定試験は大学・短大・専門学校を受験資格を与えるに足る水準の学力を認定する制度である。一方、今般検討している制度は、必履修科目を免除し、より発展的な科目等への振替を認めようとするものであり、趣旨が大きく異なる。このため、対象とすべき外部試験の種類や、免除に必要な級の水準等については、高卒認定試験をそのまま適用することは適当でなく、別途慎重な検討が必要であることに留意。

- また要件②の「免除科目において育成を目指す資質・能力全体について、振替科目等の履修によって、当該教科の目標の達成に向けて発展的に育成可能であり、総合的な代替性が認められる」という視点においても、英語と数学については、教科の性質上、選択科目やその内容を含む学校設定教科・科目等の履修の中で、必要に応じて必履修科目の理解を補いつつ、発展的に目標の達成に向けて指導を行っていくことが可能と考えられ、①や③の要件を満たす状況であれば、総合的に代替性が認められる。

※例：英コミⅠと英コミⅡ・Ⅲなどの選択科目は取り扱う内容のほとんどは共通しており目標の水準で差を設けているため、選択科目中で英コミⅠの内容も含め発展的に指導することも可能であるし、数学Ⅱにおいても例えば微分・積分の学習の中で数学Ⅰにおける二次関数に関連する資質・能力を含め発展的に指導することが可能

- これらの視点を総合的に鑑みて、まずは外国語と数学の必履修科目について、外部試験を活用した免除・振替の制度運用を開始していくことを念頭に検討を進めることとし、具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準、振替科目等（上位科目以外の学校設定科目や学校外学修のイメージを含む）については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて具体的な議論を進め、解説等で具体的に定めることとしてはどうか。

- なお、今回の免除の仕組みは、主に入学前に、既に免除科目が目指す資質・能力を大きく上回る水準で身に付けている生徒を念頭に置いたものであるが、不登校や病気等何らかの事情で学校に来ることが一時的に困難となり、必履修科目の単位を取得できなかった生徒など、入学後に外部試験等による必履修科目の代替を希望するケースも一定数存在すると考えられる。今後の具体的な外部試験の種類や、履修免除を認める際に必要な級の水準等の検討に当たっては、こうしたケースの存在も踏まえ検討すべきではないか。

【必履修科目を免除した場合の振替科目等の在り方】

- 要件を満たし、必履修科目を免除することが適当であると認められる場合、企画特別部会の論点整理では、振替え先の学習として、以下の3つを挙げている。
 - 当該科目の属する教科の上位科目
 - 学校設定科目
 - 学校外学修の単位認定の履修
- 今般検討した要件②に鑑みると、上記のうち学校設定科目及び学校外学修の単位認定に振り替える場合についても、当該免除科目と無関係なもの（英コミⅠを免除し、芸術系教科に振り替える等）ではなく、あくまで必履修科目が属する教科の目標の達成に向けた発展的な学習が可能で内容とすべきことに留意する必要があるのではないか。
- その場合の単位数の在り方としては、今般の仕組みは高等学校入学前の学習の成果を認めるものであり、高等学校卒業に必要な学習量を減じさせる趣旨ではないことから、免除科目の単位数と同じ単位数について、振替科目等で修得する必要があるのではないか。

5 その他の柔軟化策等

① 学校設定教科・科目の単位数

- 企画特別部会の論点整理では、柔軟な教育課程編成を後押しするため、普通教育を主とする学科における「卒業までに修得させる単位数に含まれる学校設定科目等に係る修得単位数を増やすことの適否、増やす場合の上限をどう考えるか（現行は20単位まで）を検討すべきとされているところ。（専門学科においては現在でも上限なし）
- これまで①～③で検討してきた柔軟な単位制度を活用した場合、学校設定教科・科目を用いた科目設定上の工夫が一層進むことが想定される（※）ため、「卒業までに修得させる単位数に含まれる学校設定科目等に係る修得単位数を増やすこととしてはどうか。」

（※）

①で検討した単位数の柔軟化を可能とする中では、例えば必修科目と学校設定科目等を組み合わせて組替え後科目を作るというケースが考えられる。一方で、そうした内容の統合により、組替え後科目の履修単位数が大きくなり、生徒によっては選択の幅が狭くなってしまう場合も考えられるため、現行の選択科目の一部を分割し重点的に履修できるようにしたいというニーズも存在すると考えられる。

（例）近現代を扱う歴史総合を学んだ後、古代・中世史を深めたい生徒に向けて、に日本史探究と重複する部分を含みつつ、特に探究的・発展的に履修させる科目を設ける等

こうした場合、選択科目の一部を重点的に履修する科目は学校設定教科・科目として取り扱うこととなる（単に選択科目の一部のみを切り出すと、当該科目の目標の趣旨が実現困難になると整理されるため）

このような生徒の豊かな選択肢の存在を重視した学校設定教科・科目の開設を積極的に行うこととすると、学校設定教科・科目の単位数が多くなることが想定され、本来設定しなかった独自の学校設定教科・科目を創設する幅が小さくなることも懸念される。

- その場合、どの程度まで増やすこととするかが課題となるが、「普通教育を主とする」という学科の性質と、学校の多様な教育課程編成上の工夫を可能とするという政策目的のバランスを考えて設定する必要がある。

- 「普通教育を主とする学科」については、普通科の特色化・魅力化を図る観点から多様な学科の設置を認める制度改正を行ってきており、令和4年度からは、以下の4類型で学科の設置が可能となっている。そのうち、新たな創設された3学科については、「その他普通教育を主とする学科」として、学校設定教科・科目の設置等を通じた特色ある教育課程編成を求めている。（P46～47参照）

①普通科

②学際領域学科

③地域社会学科

④その他普通科

「その他普通教育を主とする学科」

・特色に応じた学校設定教科・科目を2単位以上設け、学校設定教科・科目または総探をいずれの年次でも履修（合わせて6単位以上）

（「普通科」における上限について）

- 「普通科」については、普通教育の実施を特にその教育課程の中心に据えた学科であり、必修教科・科目及び総合的な探究の時間の合計38単位を終えた後、一定の範囲で共通教科・科目の選択科目の履修を進めていくことが前提となる。
- そのため、卒業に必要な単位数（74単位）から必修教科・科目に必要な38単位を除いた全てを学校設定教科・科目に充てて良いとすることは、かえって「普通科」としての特色を発揮できないことも考えられるため、卒業に必要な単位数の4割程度にあたる28単位を学校設定教科・科目の上限とすることの適否についてどう考えるか。

（「その他普通教育を主とする学科」における上限について）

- 「地域社会学科」等の「その他普通教育を主とする学科」については、普通教育に加え、学校設定教科・科目等の開設・履修により特色ある教育課程編成を求めていることから、必然的に「普通科」と比較して学校設定教科・科目の履修単位数は増えることが想定される。
- その趣旨を踏まえ、「その他普通教育を主とする学科」については卒業に必要な単位数（74単位）から必修教科・科目に必要な38単位を除いた全て（36単位）を学校設定教科・科目に充てて良いこととするものの適否についてどう考えるか。

（※）現行でも、例えば留学・学校間連携、ボランティア活動等の学校外学修の単位認定については、合わせて36単位までという上限が設定されているほか、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの認定校については、教育課程の特例として、学校設定教科・科目を36単位まで卒業単位に含めることが可能とされている

5 その他の柔軟化策等

① 学校設定教科・科目の単位数（続き）

- なお、今般の教科・科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みの創設や、学校設定教科・科目の単位数上限の見直しは、生徒の多様性に応じるとともに、未来の社会や労働市場の在り方も見据えた各高等学校の改革を支えるために行うものであることや、今般「組替え後科目」と「学校設定科目」の概念整理を行ったことも踏まえ、特定の既存教科・科目の内容を一層網羅的に扱うような学校設定教科・科目の開設を促す趣旨ではないことを明確に示していくべきではないか。
- こうした点も含め、今般の学校設定教科・科目の上限拡大に合わせ、学校設定教科・科目の設定が各教育委員会や学校で円滑に行われるよう、設定に当たっての基本的な考え方を示していくことは効果的ではないか。

② 週当たり授業時数の標準（30コマ）（P48～49参照）

- 現在、高等学校卒業に必要な単位数は74単位だが、週当たりの授業時数は30単位時間を標準としている規定とも相まって、3年間で90単位以上の履修が一般的となっている。
- 今後、単位制の柔軟化等を通じて、各生徒の多様な実態の違いに応える学習活動や、例えば、本格的な「デュアルシステム」の導入など、学校の特色等を活かした探究的・実践的な学びを充実させていくにあたり、授業を集中的に行う時期と生徒がそれぞれのニーズや探究課題等に応じて主体的に学習することができる余白のある時期のメリハリをつけるなど、年間を通じた柔軟なスケジュール編成も重要となってくることが考えられる。
- こうしたことも踏まえ、企画特別部会の論点整理では、「生徒の学校生活に余白を生み、個々の進路希望や心身の状態などに応じて柔軟な学習や活動ができるようにする観点から、週当たり授業時数の標準（週30コマ）について、示さないこととする方向で検討すべき」とされており、週当たり授業時数の標準については、示さないこととしてはどうか。

③ 授業週数の標準（35週）の在り方（P50参照）

- 現在高等学校の全日制の授業週数については、「各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする」と定めている。今般、義務教育段階においては、学校の授業日数の実態（中学校で平均202日程度）に合わせて年間授業週数を「40週を標準」とする方向で検討しているが、高等学校学校段階の示し方を確認しておく必要がある。
- この点、高等学校については、以下のような状況もあることを踏まえると、標準と実態の大きな乖離があるとは言えず、現在の示し方に妥当性があることから、**引き続き授業週数の標準を35週とすることについてどのように考えるか。**
 - 授業日数が200日未満の全日制高等学校が7割以上であり、学科の特性等によっては180日（36週）以下という場合もあるなど、小中学校よりも総授業日数が少なく（※）、また学校による差が大きい現状
（※）小中学校ともに200日以下は約3割
 - 高等学校における「35週」の標準の対象は各教科・科目やホームルーム活動の授業を行う日（年間を通じて実施が必要な共通部分）であり、総合的な探究の時間等は含まれていないため、引き続き、義務教育段階よりも少ない週数で設定することが適切

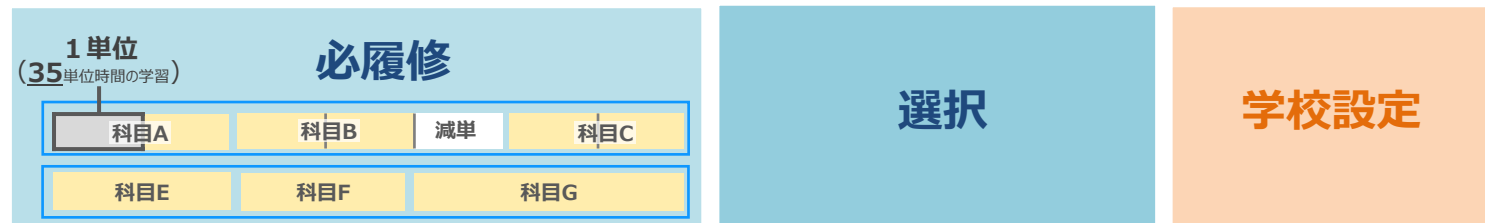
④ 継続的な事例創出と今後の柔軟な検討

- 義務教育段階における調整授業時数制度の設計に当たっては、授業時数特例制度や研究開発学校等を通じた事例の蓄積があった他、「サキドリ研究校事業」等を通じた積極的な事例創出を通じて、制度開始後の円滑な実施を支えることとしている。（P51～53参照）
- この点高等学校については、令和8年度から研究開発学校制度を用いて単位制の柔軟化に取り組む学校の実践研究を進める予定であるものの、義務教育段階に比べて事例の蓄積が少なく、詳細な制度設計にあたっては、生じうる課題等についても一層研究を進めていく必要がある。
- そのため、研究開発学校における研究状況や、①～④に示した提案を踏まえた現場の声などを踏まえつつ、**必要な要件の在り方や課題への対応等の制度の具体的な設計については、通信制等の課程の違いにより生じうる固有の検討事項を含め、引き続き柔軟に検討を進めるとともに、高等学校学習指導要領の施行に向けては、義務教育段階の「サキドリ研究校」事業も参考としつつ、何らかの形で各都道府県が事例創出に取り組める仕組みを整えるべきではないか。**

高等学校の教育課程の柔軟化の仕組みの方向性（イメージ）

(週当たり授業コマ数)

1 2 3 ... 28 29 30 コマ



2 1単位の計算
50分×17コマで1単位を標準
(新しい算定による単位を便宜的に「新単位」という)

1 柔軟な組み替えを可能に
・「各科目内容の一部または全部について他科目への移行・統合」、科目の柔軟な組み替えを可能に
(具体例)
・理科の基礎系科目を統合
・国語科と探究を組み合わせ
・数学Ⅰと学び直しの学校設定科目を組み合わせ 等

組み替えの要件のポイント
①元の教科・科目の目標の趣旨を損なわない
②教育課程全体として、組み替え前と同様の成果が期待される
③カリキュラム・ポリシーとの関連で、変更の趣旨・内容を公表し、生徒・保護者等に説明する

科目の内容の取扱い
・従前同様、生徒の実態を踏まえ特に必要な場合は「基礎的・基本的な」事項に重点を置くなど内容を選択して扱うことが可能
・その上で、「発展的・探究的な」事項に重点を置いた選択的な取り扱いも可能とする

5 学校設定教科・科目の単位数の上限
卒業単位に含められる学校設定科目の単位数上限について
普通科 ⇒ 28単位
その他普通教育を主とする学科⇒36単位に増加させることの適否を検討

週当たり授業時数

標準を示さない
(現在週当たり30コマが標準)



免除・振替

週当たり授業時数の標準は示さない

3 減単の考え方
・「一定の限度の下で減単可」という考え方が基本
・現在減単できない標準が2単位の必修科目についても、1新単位の範囲内で減単を認める
・各必修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可
(公共、芸術(音楽Ⅰor美術Ⅰor工芸Ⅰor書道Ⅰ)、情報Ⅰ、家庭基礎)

4 科目の履修免除の要件のポイント
①社会的信頼性が確立した外部試験により、免除科目の知識・技能の習得が概ね判断可能
②振替科目等の履修により、免除科目の資質・能力を発展的に育成可能で、総合的な代替性がある
③生徒の実態・希望を踏まえ、資質・能力の育成に大きく上回る成果が期待できる

履修免除の対象科目
・外国語・数学を対象に制度運用を開始していくことを念頭に検討
・具体的な外部試験の種類や、履修免除に必要な級の水準等については、外国語WG及び算数・数学WGにおいて議論

6 必要な改善
・質確保のための仕組み
これらの仕組みの不適切な運用を防ぎ、国・都道府県等・各学校が必要に応じて改善を図り、質を確保できるようそれぞれの役割を整理(補足イメージ②参照)



情報科における検討の方向性

単位制の柔軟化を活用した工夫の在り方

(検討の前提)

- 現行の情報科は情報Ⅰ、情報Ⅱともに2単位で構成されていることから、今次の改訂により単位数が細分化（50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準とする）されることで、ともに4新単位の構成となる（情報Ⅱについては、標準単位を弾力的に示す方向で検討しているが、その最大単位数は今後検討する）
- また、教科目標を達成する必要最低限の時数確保の観点から、共通必修科目である情報Ⅰは3新単位以下とすることはできないため、減単は不可能となる

(科目の柔軟な組み替え例)

- 第6回総則評価特別部会資料2において示されている、科目の柔軟な組み替えに係る要件の方向性を踏まえつつ、各学校が生徒の実態等に応じて情報科の科目を効果的に組み替える際の考えられる例は右記のとおり【補足イメージ】（スライド25）
- なお、情報Ⅱは、標準として単位を弾力的に設定できる方向性で検討しているところ、各学校は科目の組み換えに依らずに、「（5）PBLによる価値創造の実践（仮称）」をより充実させるよう単位を配当することが可能である。各学校はこうした幅広い選択肢の中から、生徒の実態等に応じた柔軟な教育課程の編成が可能となる（第7回情報・技術WG資料1）

- ① 必修科目の情報Ⅰと選択科目の情報Ⅱを一体化した科目を作り、学習内容の重複を避け余白を生み出しつつ、探究的な学びを充実するパターン
 - （例）情報Ⅰ及び情報Ⅱの内容を再構成し、段階的に分けて学ぶ構成から、情報技術の科学的特性の理解、それらを用いたデータや情報システムの活用、さらには社会の課題解決や新たなサービスの創出までを一体的に扱う構造へと転換することで探究的な学びを充実し、実社会の課題解決や価値創造につながる情報活用能力をより効果的に育成する【補足イメージ案1】
 - ② 情報Ⅰまたは情報Ⅱと別の教科に属する科目を一体化した科目を作り、より実社会・実生活における実践的な課題解決に繋がる学びを充実するパターン
 - （例）高等教育の数理・データサイエンス・AI教育への接続を図ることを目的として、数学Ⅰ及び情報Ⅰで学ぶ統計やデータ活用等の内容を基に、データに基づいて生活や社会に関する事象を理解し、実社会の課題についてデータを収集・整理して分析するとともに、その結果を解釈し論理的に判断して意思決定に活用する力を育成する【補足イメージ案2】
- その他、必修科目の情報Ⅰを増単することにより、中学校 情報・技術科（仮称）のうち情報活用能力育成に寄与する内容を学びなおす学習を付加し、生徒の基礎学力保障の取組を充実するパターンなど、各学校が生徒の実態等に応じて柔軟に教育課程を編成することが可能であり、国としても、そうした工夫例を分かりやすく学校現場に伝えていくことを検討してはどうか

情報科における柔軟な教育課程の工夫例

- 第6回総則評価特別部会資料2において示されている、科目の柔軟な組み替えに係る要件の方向性を踏まえつつ、各学校が生徒の実態等に応じて情報科の科目を有効に組み替える際の考えられる例は以下の通り
- なお、情報Ⅱは、標準として単位を弾力的に設定できる方向性で検討しているところ、各学校は科目の組み換えに依らずに、「(5) PBLによる価値創造の実践(仮称)」をより充実させるよう単位を配当することが可能である。各学校はこうした幅広い選択肢の中から、生徒の実態等に応じて柔軟に教育課程を編成できるようになるのではないか

①情報Ⅰと情報Ⅱを一体化した科目

案1「総合情報」

- ✓ 情報Ⅰおよび情報Ⅱを統合的に扱うことで、情報技術の特性を科学的に理解するとともに、データサイエンスやAI、情報デザイン、システム開発などの学習の連続性を高めるとともに、活動の重複や分断を抑え、単位数の効率化を図ることが可能となる。
- ✓ また、両科目のPBLを接続した長期的なプロジェクト型学習を通して、実社会の課題解決や価値創造に取り組む資質・能力をより効果的に育成することが可能となる。

考えられる内容項目と、対応する既存の内容

① 情報技術と社会	情報Ⅰ(1)	情報技術の仕組みと社会への影響を理解し、法や倫理、安全等に配慮して、情報を吟味し、適切に活用する
② 情報デザインとコンテンツ創造	情報Ⅰ(2) 情報Ⅱ(2)	受け手の視点に立って情報デザインをもとに設計・表現し、評価・改善を通して価値あるコンテンツを創造する
③ データサイエンスとモデル化	情報Ⅰ(3) 情報Ⅱ(1)	多様で大量のデータを収集・分析したり、モデル化してシミュレーションするなどにより、傾向や結果を捉え、社会課題の解決を根拠に基づいて判断する
④ AI	情報Ⅱ(3)	AIの仕組みと特性を理解し、その出力を批判的に評価しながら適切に活用つつ、AIモデルを構築・評価し、ガバナンスについて考える
⑤ 情報システム設計と先端技術	情報Ⅰ(4) 情報Ⅱ(4)	問題を構造化してアルゴリズムとプログラムで表現し、先端技術を含む情報システムを設計・改善する
⑥ 情報技術による課題解決・価値創造PBL	情報Ⅰ(5) 情報Ⅱ(5)	情報技術を統合的に活用して課題を発見・解決し、設計・制作・評価・改善を重ねて、価値創造して発信する

②情報科と他教科の科目を一体化した科目

案2「数理DS基礎」

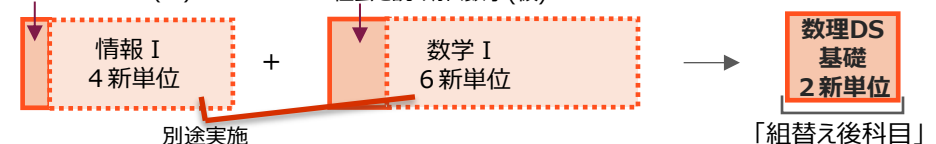
- ✓ 数学的なデータ分析の考え方と、情報科におけるデータの収集・整理・可視化・考察、モデル化及びシミュレーションを一体的に学習することにより、現実社会の事象をデータに基づいて捉え、根拠をもって判断する力を育成することが可能となる。
- ✓ また、統計的分析やモデル化の基礎を扱うことで、高等教育における数理・データサイエンス・AI教育や、AI・データ活用を基盤とする社会での学びへの接続を図る。

考えられる内容項目と、対応する既存の内容

①データの収集と可視化	情報Ⅰ：データ収集・整理・可視化 数学Ⅰ：データの特徴の理解	社会の事象に関するデータを収集・整理し、表やグラフに可視化して、データの特徴を理解する
②統計的分析	数学Ⅰ：データ分析 情報Ⅰ：分析結果の解釈	統計量や相関などを用いてデータの特徴や関係を分析し、複数のデータを比較して結果を解釈する
③数理モデル	数学Ⅰ：数学的表現・数理モデル 情報Ⅰ：モデル化	現実の事象の関係を捉え、数式やモデルで表現して構造を理解する
④シミュレーション	情報Ⅰ：シミュレーション 数学Ⅰ：数理的な予測	モデルに基づきプログラミングなどでシミュレーションを行い、結果を比較して予測する
⑤社会データの読み解き	数学Ⅰ：社会を読み解く数学 情報Ⅰ：データ活用による問題解決	統計的な推測を用いて社会の事象を批判的に考察し、データに基づいて判断や意思決定を行う

(3)データ分析とモデル化とシミュレーション(仮)

データの分析
社会を読み解く(数学(仮))



※赤枠は必履修であることを示す

「組替え後科目」

「組替え後科目」



3. 情報Ⅱの単位数弾力化の考え方【補足イメージ4】

(これまでの経緯)

- 2040年の社会を見据えた高校改革が本格化しており、各高校はこれから文理にとらわれない幅広い教養等を備えた新しい価値を創造する人材等の育成を目指し、実社会につながる生きた授業、探究型授業の実践等に取り組むこととなる

(※) 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）概要

- このような中、情報Ⅱは、「情報Ⅰで培った基礎の上に選択科目として設置する考え方は維持」したうえで、「現場のニーズに応じて、より高度な情報活用能力の育成を図れるようにし、生徒や地域の実情に応じた特色・魅力ある教育を実現するため、各学校において、実社会の課題を探究的に解決する内容を充実させられるよう、一定の幅の範囲内で単位数を配当できること」とする方向で検討してきたところ（第5回情報・技術WG）

(想定される効果)

- このことにより、以下の効果を見込むことができ、結果的に情報Ⅱの開設率や履修率の向上にも資すると考えられる
- ✓ 現在情報Ⅱを設置しているが、生徒の特性に応じて探究的な学びを充実させたいという学校のニーズに寄与
- ✓ 求める生徒像に応じて実社会につながる探究型授業を展開できるよう、情報Ⅱを新たに設置したいが、実情に応じた設置のバリエーションがほしいというニーズに寄与

(単位の弾力化に関する検討事項)

- 情報Ⅱの単位を弾力化し、一定の幅の範囲内で単位数を配当できることとした場合、具体的には、情報Ⅱ（1）～（4）で学んだ内容を総合的に発揮し、実社会の課題を扱う実践的な学びを行う「（5）PBLによる価値創造の実践（仮称）」の学習に単位数の差が現れることが想定される
- 情報Ⅱの（5）は、一定の制約の下でプロジェクトを管理・進行し、情報システムをはじめとする価値を創出するとともに、実装後のフィードバックを踏まえて改善を重ねるプロセスそのものを学習対象としており、実装後も、陳腐化しないよう絶えずアップデートしていく必要がある。例えば、AI等の先端技術を導入して技術的性能の向上を継続的に図るとともに、倫理・法・社会的な観点から妥当性の吟味・評価を行うといったことが考えられる
- こうした性質にかんがみれば、情報Ⅱへ配当される単位数を弾力化することで、価値実装後の改善プロセスにおける、技術的性能の向上や、妥当性の評価等を継続的に行うことが可能となり、より洗練された価値創造の実践につながるのではないか
- こうした実装後の改善を重ねるプロセスは、あらかじめ一定の回数を定めることができる性質のものではないことから、一定の幅の範囲内で単位数を配当できるようにすることが妥当ではないか
- こうした検討の下、単位数を一定の幅の範囲内で配当する際の考え方や学習過程等について、学習指導要領解説等で分かりやすく示すとともに、【資料1 補足イメージ2（スライド67、68）】のとおり（5）の個別の内容を検討してはどうか

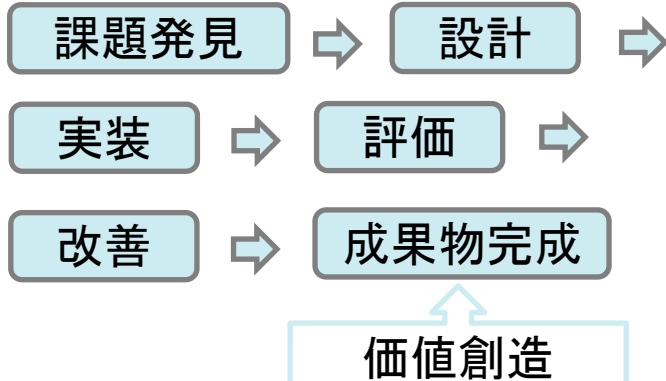
「情報Ⅱ」の単位数弾力化の考え方

- 情報Ⅱの単位を弾力化し、一定の幅の範囲内で単位数を配当できることとした場合、具体的には、「（５）PBLによる価値創造の実践（仮称）」の学習に単位数の差が現れることとなる
- 情報Ⅱの（５）は、一定の制約の下でプロジェクトを管理・進行し、情報システムをはじめとする価値を創出するとともに、実装後のフィードバックを踏まえて改善を重ねるプロセスそのものを学習対象としている。また、情報科の文脈での価値とは、情報技術の進展や社会の変化等に応じて、実装後も、陳腐化しないよう絶えずアップデートしていく必要があるという性質をもつ
- このため、例えば、AI等の先端技術を導入して更なる技術的性能の向上を図るための改善や、そうした先端技術の導入に関し、倫理・法・社会的な観点から妥当性の吟味・評価といった継続が求められる
- こうした前提によれば、**情報Ⅱへ配当される単位数に応じて、価値実装後の改善を重ねるプロセスにおける、技術的性能の向上や、妥当性の評価等を継続的に行うことを可能とすることによって、より洗練された価値創造の実践につながるのではない**か
- 最低単位（現行2単位）配当の場合と上限まで配当した場合の、情報Ⅱの（５）における学習過程は以下のように考えられる

情報Ⅱ（５）の学習過程の比較

【最低単位（現行2単位）の場合】

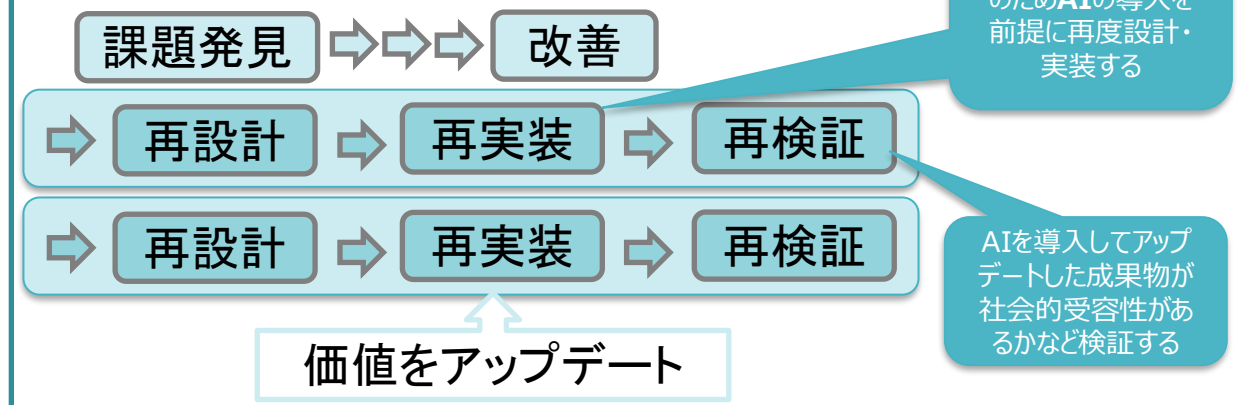
【プロジェクト1】



1 サイクルを通じて、価値を創造する過程を学ぶ

【上限まで単位数を配当した場合】

【プロジェクト1】



サイクルを繰り返すことで、より洗練された価値を創造する過程を学べる

參考資料





1. 教育課程企画特別部会の議論を踏まえた検討事項

(1) 中学校情報・技術科（仮称）、高等学校情報科を通じて育成する資質・能力のあり方・示し方

- 「学びに向かう力・人間性等」や「見方・考え方」の新しい整理を踏まえた目標の示し方。
- 中核的な概念等に基づく内容の一層の構造化や、その過程における必要に応じた精選のあり方。
- 中学校情報・技術科（仮称）、高等学校情報科の特質を踏まえた、表形式を活用した目標・内容の分かりやすい示し方。

(2) 中学校情報・技術科（仮称）、高等学校情報科の指導と評価の改善・充実のあり方

- デジタル学習基盤の活用や情報活用能力の育成強化を前提とした、中学校情報・技術科（仮称）、高等学校情報科における「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図るための方策。
- 資質・能力の育成のために効果的かつ過度な負担が生じにくい中学校情報・技術科（仮称）、高等学校情報科の評価のあり方。

(3) 誰一人取り残さず資質・能力を育成する柔軟な教育課程のあり方

- 義務教育における調整授業時数制度や、高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、考えられる教育課程・学習指導の工夫のあり方。
- 教育課程の柔軟化に伴って生じうる課題とそれを防ぐための運用のあり方。

2. 小中高校段階を通じた情報活用能力の体系的・抜本的な教育内容の充実のあり方

教育課程企画特別部会の議論を踏まえ以下について検討してはどうか。

(1) 小中高校段階を通じた情報活用能力の体系的・抜本的な教育内容の充実のあり方

(資質・能力の整理)

- 情報活用能力の資質・能力を整理する際には、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力としては「情報技術の活用」に絞って示すこととなることを踏まえつつ、情報活用能力を構成する各要素である、情報技術の「①活用」「②適切な取扱」「③特性の理解」との関係性を見据えながら検討してはどうか。
(体系的の検討)
- 小中高校段階を通じた情報活用能力育成の体系的性を検討する際には、小学校段階では総合的な学習の時間に「情報の領域（仮称）」を付加し、中学校段階では情報・技術科（仮称）を創設することにより、高校段階を含め各学校段階の現在の指導内容を移動することも含めて検討してはどうか。
- 高校段階で高等教育段階での数理・データサイエンス・AI教育やデジタルスキル標準に円滑に接続することを目指すことを念頭に、小中高校段階を通じた体系的性を検討してはどうか。
- 小学校段階では「①活用」を中核としながら、「②適切な取扱」「③特性の理解」を相まって培い、中学校段階以降では「③特性の理解」を一層重視するものとして検討してはどうか。

情報活用能力の抜本的向上のイメージ

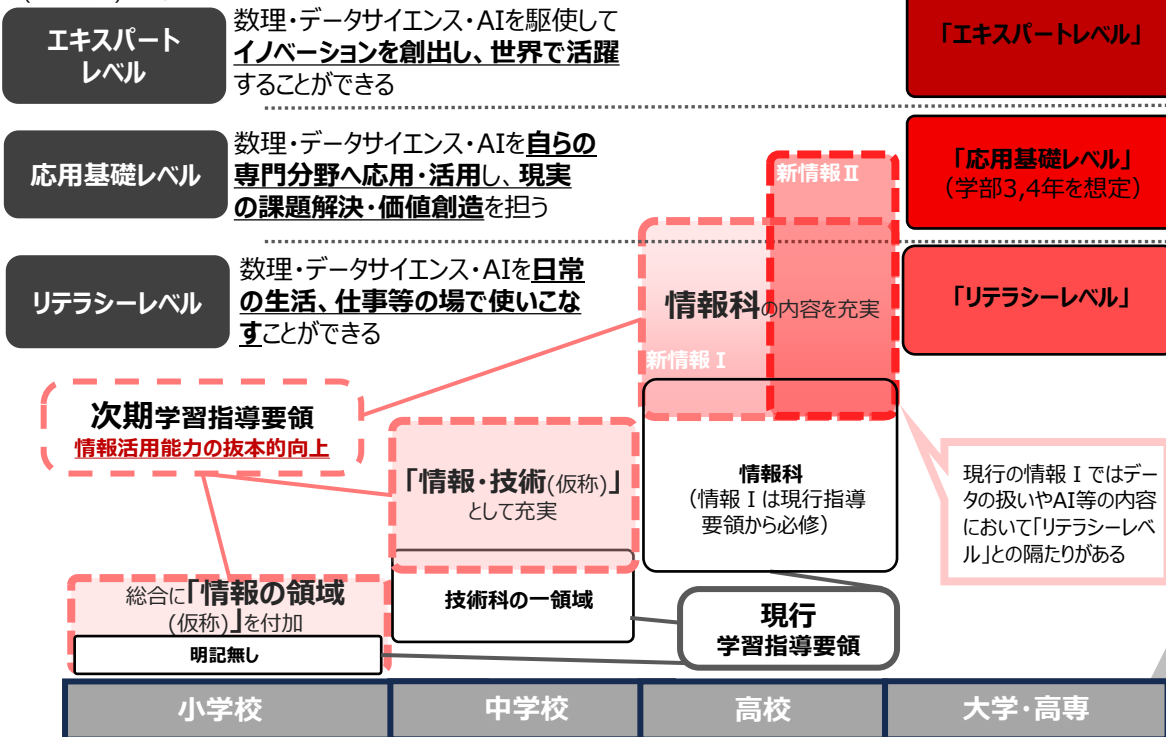
- ①世界トップレベルのイノベーション創出人材を輩出 ②地方経済を維持するアドバンスト・エッセンシャルワーカーを養成 ③社会の分断を防ぎ確かな民主主義の担い手を育成 ④社会の変化に取り残されず自らの人生を舵取りし探究し続ける力を育成 という期待に応える前提として、生活や社会の基盤がますますDX化していく中で、常に探究心を持ち、いかなる場面でも情報技術を自在に活用できなければならない

- 初等中等教育において情報活用能力の抜本的な向上を図ることにより、文理の枠を超え、高校卒業生全員に対し、数理・データサイエンス・AIを「日常生活や仕事等の場で使いこなす」ことができる「リテラシーレベル」(*)の学習を保障する枠組みを構築
- さらに、学校によってはより高度な情報活用能力の育成を可能とするよう「応用基礎レベル」までの学習を展開できるようにしてはどうか

※ 現行目標として、大学・高専の卒業生全員が「リテラシーレベル」を身に付けることとしている

1. 教育課程の充実を通じた「情報活用能力の抜本的向上」(イメージ)

数理・データサイエンス・AIモデルカリキュラム
(2024改訂)の水準



2. 育成する人材の規模(イメージ)

